規制の事前評価書

評価実施日:平成25年8月20日

Th 45	
政策	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
担当課	住宅局建築指導課 担当課長名 井上勝徳 市街地建築課
規制の目的、内容、必要性等	① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【関連条項とその内容】
	特定既存耐震不適格建築物に係る報告の内容(第9条関係)
	② 規制の目的 大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一 層促進する。
	③ 規制の目的に関係する目標 a 関連する政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 b 関連する施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
	c 関連する業績指標 平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画業績指標
	57 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、 ②住宅)
	d 業績指標の目標値及び目標年度 ①90%(平成 27 年度)
	②90%(平成 27 年度)
	e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —
	④ 規制の内容
	所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物について報告徴収させることが できる事項に、建築物の「構造の状況」を加える。(規制の強化・拡充)
	(注1) 特定既存耐震不適格建築物とは、病院、店舗、旅館等のうち、 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物
	(注2)「構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの」 とは、例えば大地震が発生した場合などに、建築物が耐震性に影響を受 けるような損傷をしていないか、損傷している場合にはその程度等
	⑤ 規制の必要性
	「地震防災戦略」(平成 17 年中央防災会議決定)の平成 27 年に住宅・建築物の耐震化率を 90%とする目標の達成のためには一層の耐震化促進が必要であるが、平成 20 年時点の住宅・建築物の耐震化率はそれぞれ約 79%、約 80%にとどまっているなど、住宅・建築物の耐震化は十分に進んでいない。(=目標と現状のギャップ)現行制度においては、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して所管行政庁が報告させることができる事項は「設計及び施工」と建築(新築後の増改築等を含む)当時の状況を表すもののみとなっている。しかし、建
	築後に地震等によって損傷する場合が想定されるにもかかわらず、現行制度における報告事項では建築物の現状を把握できない。(=原因分析)

	建築物の耐震化を進めるためには、建築後に地震等によって損傷する場合を想定し、建築物の現状を報告徴収させられるようにする必要がある。(=課題特定) 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、所管行政庁が報告させることができる事項に、「構造の状況」を新たに追加することとする。(=規制の具体的内容)
想定される代替案	なし(現行制度上報告徴収させることができる事項及び「構造の状況」は、地震等によって損傷した建築物について、法第15条第2項等に基づき、所管行政庁が指示等を行う上で、必要かつ最低限の情報と考えられる。)
規制の費用	○費用の要素 a 遵守費用 報告を求められた場合、構造の状況に係る報告に要する費用が発生する。 b 行政費用 必要に応じて構造の状況について報告させ、その内容の確認に要する費用 が発生する。
規制の便益	○便益の要素 建築物の現状を把握することにより、把握した情報をもとに特定既存耐 震不適格建築物に関して、所管行政庁がより適確な指示等ができることと なる。
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	遵守費用及び行政費用が一定程度発生するが、建築物の現状を報告徴収事項に加えることにより、的確な指示等を行うことが可能となり、住宅・建築物の耐震化が促進される。南海トラフの巨大地震については、建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人の被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化の促進は、このような被害の軽減に資するものである。このような非常に大きな便益に鑑みると、便益が費用を大幅に上回るものと考えられる。
有識者の見解、 その他関連事項	特になし
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	改正法附則第4条において、「施行後五年を経過した場合において、新法 の施行の状況について検討を加え」とあることから、当該検討の中で本規 制についても検討を加える。
その他 (規制の有効性等)	今回の改正により、所管行政庁がより適確な行政関与を行うことができるようになることから、巨大地震から多くの国民の生命、身体及び財産を、より確実に保護することができるため、有効なものである。